

別添

施工者と契約した第三者による品質証明 実施要領

第1 目的

施工者と契約した第三者による品質証明は、発注者及び施工者以外の第三者が工事の施工プロセス全体を通じて工事実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行い、その結果を監督及び検査に反映させることにより、工事における品質確保体制を強化するとともに、出来高に応じた円滑な支払いを促進することを目的とする。

第2 試行対象工事

施工者と契約した第三者による品質証明の試行対象工事については、工期が180日を超える工事のうち、次に掲げるものの中から、地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が選定するものとする。

- ①一般土木工事（北海道開発局にあっては、一般土木。A、B、Cランク工事。）
- ②プレストレスト・コンクリート工事（北海道開発局にあっては、P S コンクリート）
- ③アスファルト舗装工事（北海道開発局にあっては、舗装。A、Bランク工事。）
- ④その他、当該工事に係る事務を所掌する地方整備局長、開発建設部長又は事務所長が必要と認める工事

第3 定義

（施工者と契約した第三者による品質証明）

1. 施工者と契約した第三者による品質証明とは、施工者と品質証明業務に係る契約を締結した、発注者及び施工者以外の第三者である品質証明者が、工事の施工プロセス全体を通じて品質証明業務を実施し、提出された品質証明結果を発注者が監督及び検査に反映することをいう。

（品質証明）

2. 品質証明とは、品質証明者が当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について臨場により確認し、その結果を品質証明チェックシート（以下「チェックシート」という。）等により品質証明結果としてとりまとめる行為をいう。

（品質証明業務）

3. 品質証明業務とは、前項の品質証明を実施し、品質証明結果を一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に書面をもって提出する業務をいう。

（施工者）

4. 施工者とは、当該工事の受注者をいう。

(品質証明者)

5. 品質証明者とは、一定の資格及び実務経験を有し、施工者と品質証明業務について契約した組織又は個人で、以下の要件に該当しないものをいう。

①組織においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下
関係（2次以下も含む。）にある者

②個人においては、以下のいずれかに該当する者

(1) 当該工事の施工者

(2) 当該工事の施工者と資本若しくは人事面において関連のある者又は元下
関係（2次以下も含む。）にある者

(3) (1)又は(2)に掲げる者のいずれかに属している者

③当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の長から工事請負契約に係る指
名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指
名停止を受けている期間中である者

④警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるもの
として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続して
いる者

⑤当該工事に係る地方整備局又は北海道開発局の工事において、故意により瑕
疵がある品質証明業務を行ったと認められたことのある者

なお、①及び②に規定する「資本若しくは人事面において関連のある」こと
の具体的な内容については、特記仕様書において明示する。

(総括検査職員)

6. 総括検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、技術検査及び完成検査を行う検査
職員をいい、施工者と契約した第三者による品質証明の試行工事においては、本
官契約の場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長
が、これを任命することができる。

(主任検査職員)

7. 主任検査職員とは、品質証明結果を踏まえ、既済部分検査を行う検査職員をい
い、施工者と契約した第三者による品質証明の試行工事においては、本官契約の
場合は地方整備局長又は開発建設部長が、分任官契約の場合は事務所長が、これ
を任命することができる。

第4 施工者と品質証明者との契約

(品質証明者の選定)

1. 試行工事における品質証明者の選定方法は、一定の資格及び実務経験を有する
者として発注者が示した者の中から施工者が選定する方法又は一定の資格及び実
務経験を有する者を施工者が選定し、発注者の確認を得る方法によるものとする。
(施工者と品質証明者との契約内容)

2. 施工者と品質証明者との契約については、以下の内容を含めた契約を行うものとする。

- ①本実施要領及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づく品質証明業務の実施
- ②品質証明の範囲及び頻度並びに品質証明方法等
- ③品質証明の期間
- ④契約金額

（品質証明者との契約書の写し等の提出）

3. 施工者は、工事着手前までに品質証明者と品質証明業務について契約を締結し、速やかに前項の契約書の写し並びに品質証明者の氏名、資格及び実務経験等を記した書面を発注者（監督職員）に提出するものとする。

第5 品質証明者が行う品質証明業務

（品質証明業務の内容）

- 1. 品質証明者は、当該工事の契約図書への適合状況を含む工事実施状況、出来形及び品質について、臨場により確認を行うものとする。
- 2. 品質証明者は、前項の結果をチェックシート等にとりまとめて品質証明結果とし、一定期間ごとに当該工事の発注者（監督職員）及び施工者に提出するものとする。

（契約図書との不適合に関する対応）

- 3. 品質証明者は、当該工事の契約図書と相違する施工状況等を発見した場合は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該工事の発注者（監督職員）及び施工者にその確認内容を提出するものとする。
- 4. 監督職員は、前項の提出を受けた場合、その内容を確認し、施工者に必要な指示を行うものとする。

第6 品質証明業務に係わる監督職員の業務

（土木工事監督技術基準（案）に定める事項の取扱い）

- 1. 監督職員は、第5第2項の提出の受理をもって、土木工事監督技術基準（案）（平成15年3月31日付け国官技第345号）第3条の表に規定する2. 施工状況の確認等（2）指定材料の確認、（3）工事施工の立会い及び（4）工事施工状況の確認（段階確認）を実施したものとする。ただし、本規定は監督職員の臨場を妨げるものではない。
- 2. 当該工事の契約図書の条件変更に関する確認については、土木工事監督技術基準（案）第3条の表に規定する1. 契約の履行の確保（5）条件変更に関する確認、調査、検討、通知に従い、監督職員が実施するものとする。
- 3. 監督職員は、完成検査時及び既済部分検査時に品質証明者から提出されたチェックシート等を検査職員に提示するものとする。

第7 契約図書の変更に関する通知

(契約図書の変更に関する通知)

1. 施工者は、当該工事の契約図書に変更があった場合、速やかにその内容を品質証明者に通知するものとする。
2. 品質証明者は、前項の通知結果に基づき、工事実施状況、出来形及び品質の確認を行うものとする。

第8 検査を実施する者

(給付の検査を実施する者)

1. 検査職員は、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領」(昭和42年3月30日付け建設省厚第21号)第15の規定により任命されるものであるが、同第15第2項の検査適任者が検査職員に任命される場合にあっては、当該工事に係る事務を所掌する事務所等の工事品質管理官等を充てるものとする。

ただし、給付の完了の確認をするため必要な検査（以下「給付の検査」という。）の実施に特に専門的な知識又は技能を必要とする工事については、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第101条の8の規定に基づき、国の職員以外の者に委託して給付の検査を行わせることとして差し支えない。

2. 前項ただし書の規定により国の職員以外の者に給付の検査を委託する場合を除き、技術検査と併せて行う給付の検査については総括検査職員を、また、技術検査と併せて行わない給付の検査については主任検査職員をそれぞれ任命し実施することができるものとする。

第9 検査の実施

(給付の検査の実施)

1. 検査職員は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて検査を行うものとする。
2. 「既済部分検査技術基準について」(平成18年4月3日付け国官技第1-3号)別紙「既済部分検査技術基準（案）」に基づき行う既済部分検査については、当該基準の定めにかかわらず、各種の記録と当該工事の契約図書との対比を不要とし、品質証明結果に基づき契約内容に適合した履行がされているかどうかの判断を行うこととする。

(技術検査の実施)

3. 「地方整備局工事技術検査要領について」(昭和42年3月30日付け建設省官技第13号)別添「地方整備局工事技術検査要領」第4に規定する技術検査官（第8第2項の規定により任命された総括検査職員を含む。）は、第5第2項の品質証明結果を踏まえて技術検査を行うものとする。

第10 出来高部分払方式の実施

(前払金)

1. 試行工事に係る請負代金の支払については、「出来高部分払方式の実施について」(平成22年9月28日付け国地契第30号、国官技第207号)別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき実施する出来高部分払方式によるものとする。た

だし、「工事請負契約書の制定について」（平成7年6月30日付け建設省厚契発第25号）別冊「工事請負契約書」第34条の前払金の支払いについては、出来高部分払方式実施要領5に定める前払金の範囲及び支払方法を標準とする方式によるものとする。

(部分払の回数)

2. 試行工事については、施工者の求めに応じ、工期を通じて2箇月に1回程度の既済部分検査を行うことを基本とし、部分払請求の上限回数は、前項の規定にかかわらず、1会計年度に6回とする。この場合において、出来高部分払方式実施要領4 ②及び③中「工期／90（端数切捨てとする。）」とあるのは「工期／60（端数切捨てとする。）」と、同4 ②) ③中「4になる場合」とあるのは「6になる場合」と読み替えるものとする。